

7. 外傷性の傷病に対する照会について

外傷性の傷病につきましては、その怪我等が労災保険の適用となる「[業務上災害](#)」や「[通勤災害](#)」に該当する場合、あるいは交通事故等「[第三者の加害行為](#)」に該当する場合があります。

その場合、[健康保険の給付対象外](#)となることもあるため、ご本人に負傷された原因を照会させていただくことがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

担当 : 業務部審査課 03-3292-5007
大阪支部業務課 06-6944-4300

